

児童相談所について

児童相談所は、こどもたちが明るく健やかに成長していくためにお手伝いをする、児童福祉の専門機関です。
18歳未満のお子さんの、心やからだの心配ごと・家庭や学校での問題など、いろいろな相談を受け助言と支援をします。

マップ 番号	施設名	住所	電話番号	開設曜日	開設時間
2	北海道釧路児童相談所	桜ヶ岡1-4-32	92-3717	月～金	8:45～17:30

こんな時は相談してください!

お子さんが

- ことばやからだの発達が遅いと感じたとき
- いじめられているとき
- 学校へ行きたがらなかったり、ひきこもりのとき
- 家出や非行をしたり、家庭の中で暴力をするとき

お父さん お母さんが

- 子育てができないとき
- こどもをたたいてしまうとき
- こどもの性格やしつけのことなどで悩んだとき



このほかにも、お子さんのことで心配や悩みがありましたら、気軽に相談してください。

里親に なりませんか



里親とは、家庭で生活できないお子さんを、家族の一人として温かく迎え入れ愛情を持って育てようとする制度で、次の4つの種類があります。

養育里親 親の様々な事情によって家庭で生活できないこどもを養育する里親です。

親族里親 3親等内の親族関係にあつて、両親が行方不明、死亡、拘禁等の状態により養育が期待できないこどもの養育にあたる里親です。

専門里親 児童虐待等の行為により、心身に有害な影響を受けたこどもを養育する里親です。

養子縁組里親 養子縁組を希望する里親です。

いろいろな事情により、実の親と生活のできないお子さんが増えてきています。そのようなお子さんを、迎え入れてくださる方をさがしています。

●くわしいことは、児童相談所 TEL92-3717まで、お問い合わせください。